

業務月報

令和7年8月

ハローワーク川本

浜田公共職業安定所 川本出張所

邑智郡川本町大字川本301-2

TEL 0855-72-0385

FAX 0855-72-0386

雇用情勢の動向

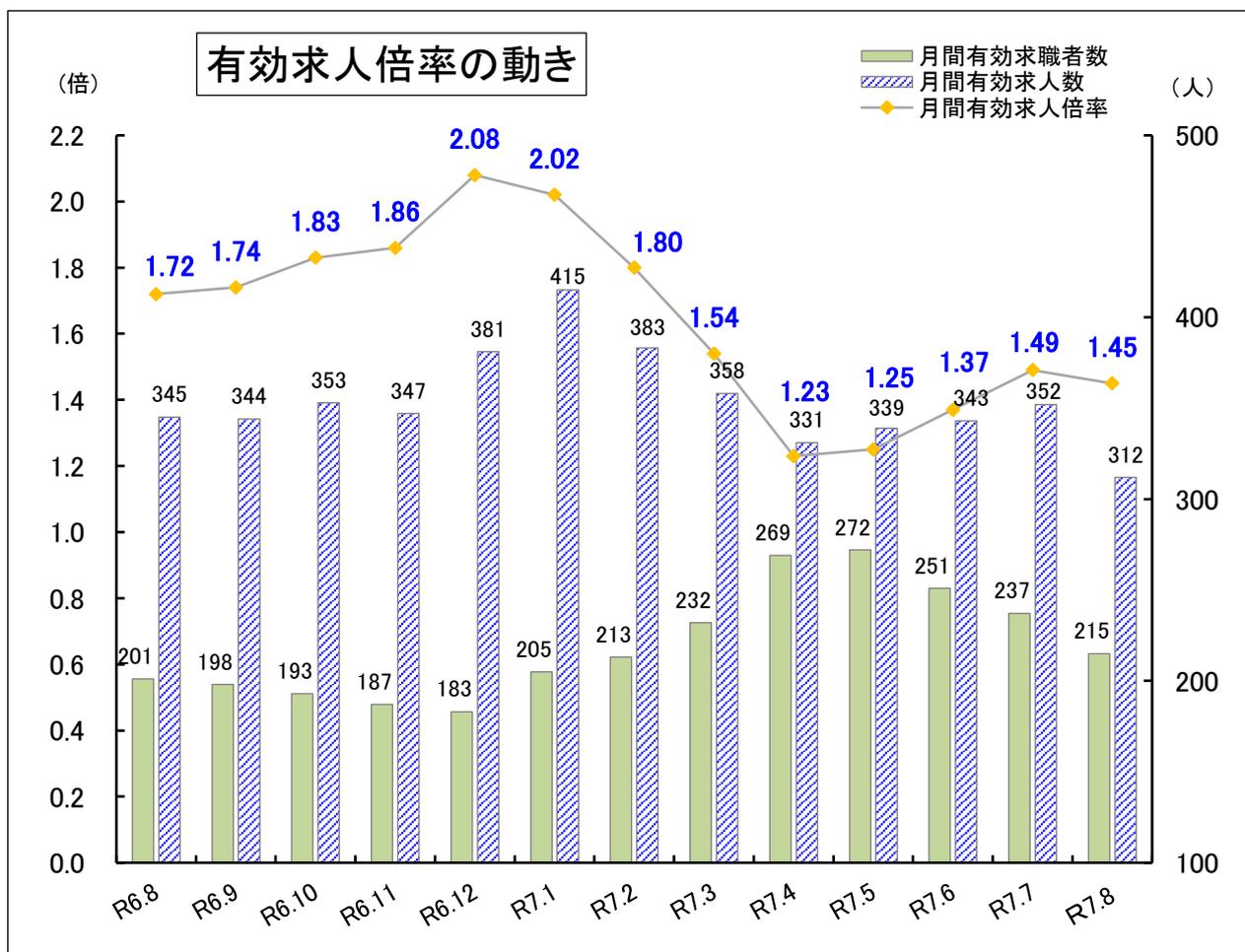
新規求職申込件数(オンライン含)は32件で、前年同月比3.0%(1件)減少しました。

月間有効求職者数(オンライン含)は215人で、前年同月比7.0%(14人)増加しました。

新規求人数は111人で、前年同月比31.9%(52人)減少しました。

月間有効求人数は312人で、前年同月比9.6%(33人)減少しました。

月間有効求人倍率は1.45倍で、前年同月比0.27ポイント下回りました。



(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年10月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等を含みます。

有効求人倍率	島根県	川本
	1.39	1.45

職業紹介状況

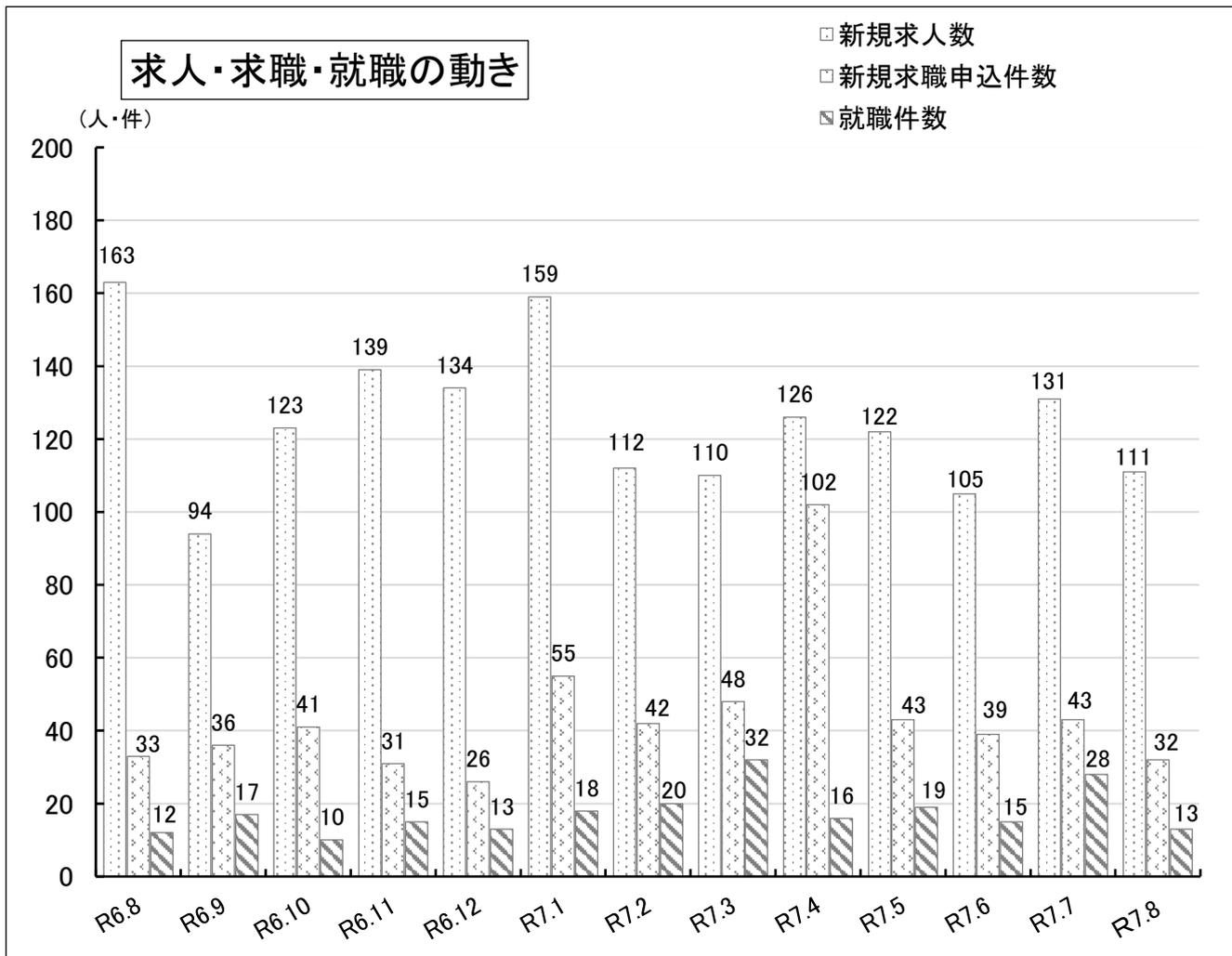
項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比	
① 新規求職申込件数	32	33	▲ 3.0	⑥ 求人倍率	新規	3.47	4.94	▲ 1.47
うち 55才以上	13	16	▲ 18.8		月間有効	1.45	1.72	▲ 0.27
② 月間有効求職者数	215	201	7.0	⑦ 紹介件数	22	17	29.4	
うち 55才以上	90	82	9.8	うち 55才以上	2	8	▲ 75.0	
うち (保)受給者	82	70	17.1	うち (保)受給者	7	6	16.7	
③ 新規求人数	111	163	▲ 31.9	⑧ 就職件数	13	12	8.3	
④ 月間有効求人数	312	345	▲ 9.6	うち 55才以上	3	6	▲ 50.0	
⑤ 充足数	10	21	▲ 52.4	うち (保)受給者	5	3	66.7	

産業別求人状況

産業	当月	前年同月	対前年比	産業	当月	前年同月	対前年比
農・林・漁業	0	6	▲ 100.0	情報通信業	0	2	▲ 100.0
鉱業・採石業・砂利	1	0		運輸業・郵便業	2	0	
建設業	23	24	▲ 4.2	卸売・小売業	9	10	▲ 10.0
製造業	0	4	▲ 100.0	金融・保険業	0	0	
食料品・飲料等	0	3	▲ 100.0	不動産業・物品賃貸業	0	0	
繊維・衣服等	0	0		学術研究 専門技術サービス業	0	0	
木材・家具等	0	0		宿泊業・飲食サービス業	11	13	▲ 15.4
窯業・土石製品	0	0		生活関連サービス 娯楽業	0	0	
鉄鋼・金属製品	0	0		教育, 学習支援事業	0	1	▲ 100.0
一般機械器具	0	0		医療・福祉	54	99	▲ 45.5
電気機械器具	0	0		複合サービス事業	6	0	
輸送用機械器具	0	1	▲ 100.0	サービス業	5	3	66.7
その他	0	0		公務・その他	0	1	▲ 100.0
電気・ガス 熱供給・水道業	0	0		合計	111	163	▲ 31.9

雇用保険業務取扱状況

項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比	
適用事業所数	358	355	0.8	受給資格決定件数	11	7	57.1	
新規適用事業所数	1	0		初回受給者数	13	6	116.7	
廃止事業所数	1	0		受給者実人員	62	44	40.9	
被保険者数	4,318	4,347	▲ 0.7	支給金額(千円)	7,606	5,183	46.7	
資格取得者数	31	20	55.0	再就職手当	人員	5	3	66.7
資格喪失者数	32	33	▲ 3.0		金額(千円)	1,886	752	150.8



人員整理の状況

項目	年月	5年度計	6年度計	6年					7年							
				8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
事業所数		10	9	0	1	2	1	0	2	1	0	2	0	0	0	0
解雇者数		16	18	0	1	3	1	0	3	3	0	2	0	0	0	0

前年比

令和7年11月17日から

71円
アップ

島根県最低賃金 時間額 1,033円に改定！

島根県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金に関するお問い合わせは

島根労働局労働基準部賃金室(TEL 0852-31-1158)

または、松江・出雲・浜田・益田の各労働基準監督署 まで

新規事業展開やDX推進等の人材育成に 「人材開発支援助成金」が活用できます ～ 「事業展開等リスキング支援コース」のご案内～

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「事業展開等リスキング支援コース」では、新たな事業の立ち上げなど事業展開等に伴い必要となる知識および技術を習得させるための訓練を助成の対象にしています。

支給対象

対象者 事業主：雇用保険適用事業所の事業主
労働者：雇用保険被保険者

- 訓練**
- ① 訓練時間数が**10時間以上**であること
 - ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
 - ③ **職務に関連した訓練**で、以下のいずれかに該当する訓練であること

- i. 企業において**事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識および技能の習得**をさせるための訓練
- ii. 事業展開は行わないが、事業主において**企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得**をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「**事業展開等実施計画**」（様式第1-3号）を職業訓練実施計画届と併せて提出する必要があります。取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：「**事業展開**」は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施する予定のものまたは6か月以内に実施したものである**必要があります。

[参考] 事業展開の例：新商品や新サービスの開発、製造、提供または販売を開始する 等
デジタル・DX化の例：ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた 等
グリーン・カーボンニュートラル化の例：農業の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した 等

助成率・助成額

① 助成率・助成限度額

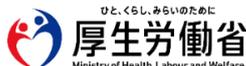
経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	1,000円	500円	1億円

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

注1：e-ラーニング、通信制、定額制サービスによる訓練は経費助成のみです。

注2：定額制サービスによる訓練の経費助成限度額は、受講者1人1月あたり2万円です。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク